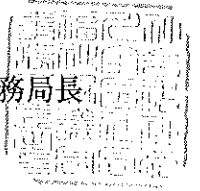


全社地発第 180 号  
令和元年 7 月 11 日

都道府県・指定都市社会福祉協議会 事務局長 殿

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 事務局長



## 社会福祉法人に対する評議員確保の支援について

本会事業の推進につきましては、平素よりご高配賜り深謝申し上げます。

改正社会福祉法により、平成 29 年 4 月 1 日より全ての社会福祉法人において評議員会を設置することが義務付けられました。「評議員は、理事の員数を超える数でなければならない」（社会福祉法第 43 条第 3 項）とされており、理事の員数は「6 名以上」とされている（同法第 44 条）ことから、評議員は 7 人以上いなければなりません。

平成 29 年 4 月 1 日より前に設立された小規模法人(\*)については、施行から 3 年間（平成 27 年度から令和元年度まで）は「4 人以上」とする経過措置が設けられています。（法附則第 10 条、令第 4 条）

上記の経過措置は、今年度末に期限を迎えることから、都道府県・指定都市社協におかれては、都道府県・指定都市内の社会福祉法人・福祉施設の状況を把握し、引き続き評議員確保に向けた支援をお願い申し上げます。あわせて市区町村社協へのご周知・ご支援をお願い申し上げます。

なお、社会福祉法人に対する評議員確保の支援については、平成 28 年 7 月 4 日付全社地発第 184 号にて体制整備等とともに、市区町村社協への周知及び取り組みの推進に向けた協力の依頼をさせていただくとともに、基本的な考え方や実施内容等について整理しています（別紙参照）。

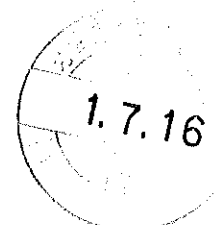
本会では、社会福祉法人の評議員になる方に向けて、社会福祉法人制度の概要や評議員の役割について解説したパンフレットを作成しております。必要に応じて、地域の福祉関係者や評議員の候補者となる方等への説明、研修等の際にご活用ください。なお、パンフレットについては、業務用ホームページ「社協の杜」（<http://www.shakyo.or.jp/gyoumu/>）及び「地域福祉・ボランティア情報ネットワーク」（<http://www.zcwvc.net/>）でデータを公開しています。

本件については、厚生労働省より、小規模法人における評議員の確保に向けたアンケート調査の結果概要とともに、評議員の確保に向けた取り組みについての事務連絡が令和元年 6 月 13 日付で発出されています。あわせてご確認ください。

(\*) 小規模法人：平成 27 年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が 4 億円を超えない法人や平成 28 年度に設立された法人

【本件に関する問合せ先】

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部 担当：森山、平井  
TEL03-3581-4655 FAX03-3581-7858 [z-chiiki@shakyo.or.jp](mailto:z-chiiki@shakyo.or.jp)



(別紙)

## 1. 基本的な考え方

### ①社協としての取り組みの意義

地域における様々な生活課題への対応が求められる中、社協は地域福祉を推進する組織として役割を発揮し、地域住民、社会福祉法人・福祉施設をはじめとする社会福祉関係者等と地域の課題を共有し、解決にむけた取り組みを強化していく必要がある。

評議員確保の支援は、地域の社会福祉法人・福祉施設との連携・協働を推進するうえで重要な取り組みであり、社協として積極的に対応する必要がある。

またこれは、社会福祉法第109条第1項第4号(社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業)及び第110条第1項第4号(市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整)に基づき、社協の本来的な活動の一環として主体的に取り組むことが求められる。

### ②社会福祉法人との関係

評議員会は社会福祉法人の意思決定機関(議決機関)であり、評議員の選任にあたっては、社会福祉法人の自主性、主体性が尊重され、最終的な決定とその結果責任は当該社会福祉法人にある。また、評議員の選任はあくまでも当該社会福祉法人と評議員への就任を承諾する者の間での合意に基づいて行われるものである。

### ③所轄庁等の自治体との関係

社会福祉法人の評議員会設置について具体的な推進や指導を行い、適正な運営を確保することは所轄庁(都道府県・市)の役割であり、社協は、所轄庁等の関係自治体と連携して、評議員の候補者となりうると考えられる地域の人材について情報提供し、評議員会設置にむけた環境づくりを行う。

## 2. 都道府県・指定都市社会福祉協議会における取り組み

### ①担当者(部署)を決定し、市区町村社協に対する支援を実施する。特に、専門職団体等と連携し、必要な情報を市区町村社協に対し、情報提供する。

【市区町村社協への支援の例】

- 市区町村社協の担当者(部署)及び取り組み状況について、アンケートや担当者会議を通じて把握するとともに市区町村社協からの相談に対応し支援を行う。
- 都道府県庁と連携し、町村部の社会福祉法人に対して町村社協とともに支援を行う。

【専門職団体の例】

- 社会福祉士会
- 介護福祉士会
- その他、たとえば日常生活自立支援事業や成年後見制度利用支援での弁護士会とのつながりを生かして連携すること等が考えられる。

### ②社会福祉法人からの要請にも対応できるよう相談窓口を設置する。

### ③福祉関係団体等を通じた社会福祉施設関係者への周知を行う。

【周知の取り組み例】

- 種別協議会での会議及び情報誌、メールニュース等において所轄庁や社協における評議員

確保支援の取り組みについて説明、広報する。

### 3. 市区町村社協における取り組み

①担当者（部署）を決定し、社会福祉法人から要請があった場合には、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する人材に関する情報を提供する。

【地域の人材の例】

- 住民組織の代表者
- 地域において福祉活動を行う者（民生委員・児童委員、福祉委員、高齢者見守り員等）
- ボランティア団体や NPO の活動者
- 福祉サービスを利用する当事者（団体のリーダー等） 等

※社会福祉法人制度改革の趣旨や評議員の役割について説明するとともに、本人の了解を得たうえで社会福祉法人へ情報提供を行うことが必要である。

②地域の状況等に応じて対応すること

- ・あらかじめ社会福祉法人のニーズ等を把握するため、社会福祉法人に対する説明会や調査等を行う。なお、施設連絡会等を設置している場合は、当該連絡会の取り組みとして実施する。
- ・評議員の候補者となり得る地域住民への説明会の開催等により評議員会制度に係る理解の促進を図る。